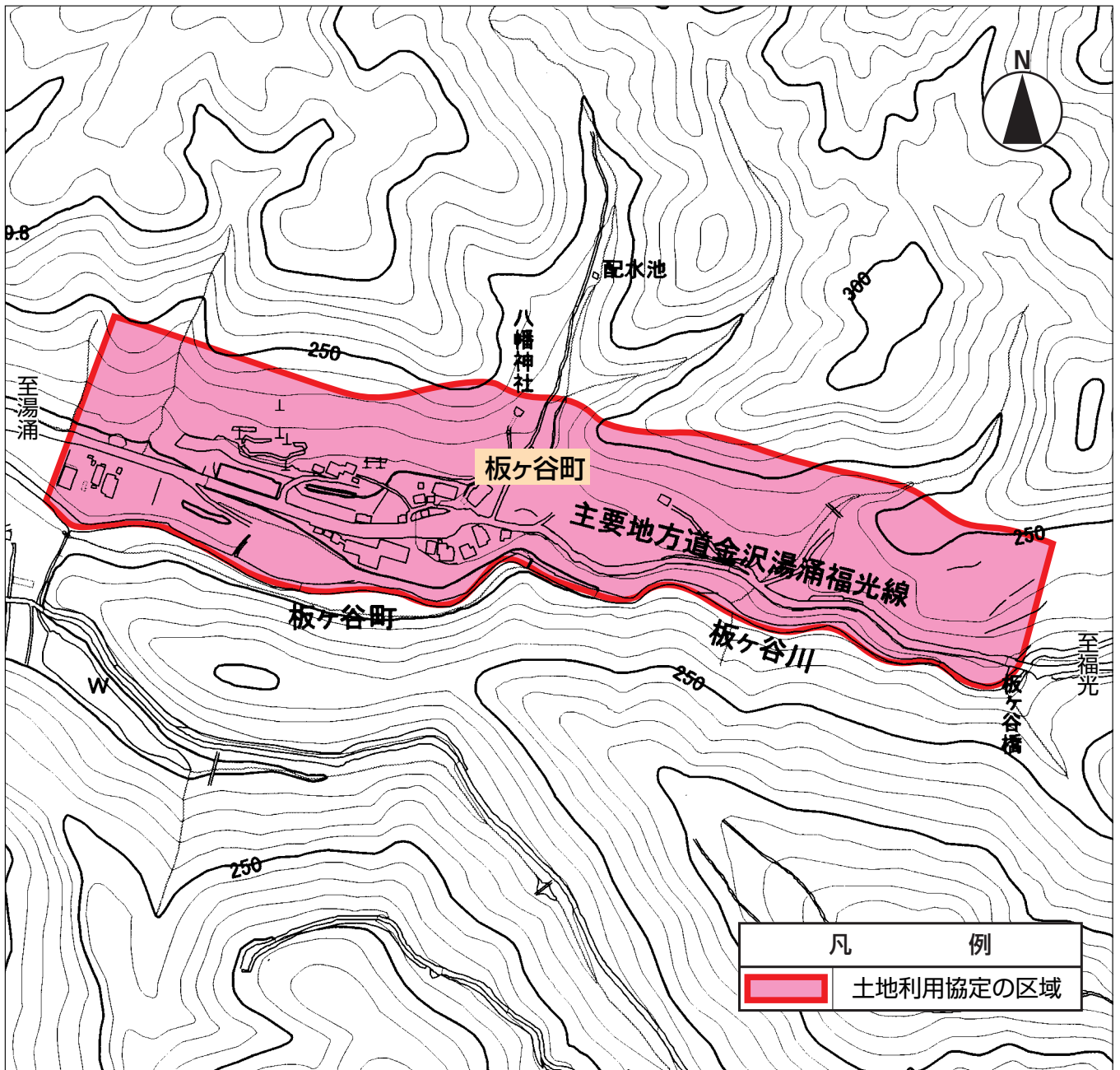


## 湯涌板ヶ谷地区土地利用基準区域図



### 【参考】 建築基準法別表第2(い)項

(第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物)

- 1 住宅
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの
- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 4 学校(大学、高等専門学校、専修学校、及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの
- 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 7 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業(個室付浴場業)に係るものを除く。)
- 8 診療所
- 9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物
- 10 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く)